

令和6年12月27日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分は、これを取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、障害認定日を受給権発生日とする障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、これらを「障害給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 事案の概要(再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、頸髄損傷(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあるとして、令和〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求(予備的に事後重症による請求)として、障害給付の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、主位的な障害認定日による請求について、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、本件傷病について、提出された診断書では、障害認定日(平成〇年〇月〇日)現在の障害の状態を認定することができないとの理由により、上記裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

なお、厚生労働大臣は、予備的な事後重症による請求について、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、裁定請求日における請求人の本件傷病による障害の状態は、国民年金法施行令(以下「国民令」という。)別表に定める2級の程度に該当するとして、受給権を取得した年月を同年〇月とする障害等級2級の障害給付を支給する旨の裁定をし、請求人はこれを受給している。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の

社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、本件再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

1 障害認定日請求による障害厚生年金が支給されるためには、障害認定日における障害の状態が厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)以上に該当しなければならないこととなっている。

なお、障害等級2級以上の障害厚生年金が支給される者には、併せて障害基礎年金も支給されることとなっている。

2 本件の場合、請求人の本件傷病に係る初診日が平成〇年〇月〇日であり、同日から1年6月を経過した平成〇年〇月〇日が障害認定日となることについては、当事者間に争いが無いものと認められるところ、請求人は、前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、本件で提出されている資料によって、障害認定日における請求人の本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)を認定することができるかどうかである。

第2 審査資料

本件の審査資料は、a病院・A医師が作成又は回答した次の各資料の写しである。

資料1 本件傷病の平成〇年〇月〇日現症に係る令和〇年〇月〇日付け診断書(肢体の障害用)(以下「本件診断書1」という。)

資料2 本件傷病の令和〇年〇月〇日現症に係る同月〇日付け診断書(肢体の障害用)(以下「本件診断書2」という。)

資料3 保険者からの「年金請求書にかかるご照会」に対する回答に添付した本件診断書1の記載根拠となる診療録(以下「本件診療録」という。)

資料4 再審査請求時に保険者から提出（令和〇年〇月〇日受付）された平成〇年〇月〇日付けの身体障害者診断書・意見書（肢体不自由障害用）（以下「身体障害者診断書1」という。）

資料5 再審査請求時に請求人から提出（令和〇年〇月〇日受付）された平成〇年〇月〇日付けの身体障害者診断書・意見書（肢体不自由障害用）（以下「身体障害者診断書2」という。）

第3 事実の認定及び判断

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 以下、本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 国年令別表は、障害等級2級の障害厚生年金が支給される障害の状態を定め、厚年令別表第1は障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の本件傷病による障害に関わると認められるものとしては、国年令別表に「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」（2級15号）が、厚年令別表第1に「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」（3級12号）及び「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」（3級14号）がそれぞれ挙げられる。

そして、国民年金法及び厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生

労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「障害認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

(2) 障害認定基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」によれば、障害の程度の認定は、診断書及びX線フィルム等添付資料により行うが、提出された診断書等のみでは認定が困難な場合又は傷病名と現症あるいは日常生活状況等との間に医学的知識を超えた不一致の点があり整合性を欠く場合には、再診断を求め又は療養の経過、日常生活状況等の調査、検診、その他所要の調査等を実施するなどして、具体的かつ客観的な情報を収集した上で、認定を行い、原則として、本人の申立等及び記憶に基づく受診証明のみでは判断せず、必ず、その裏付けの資料を収集するとされている。

障害給付の障害認定に当たっては、その障害の状態がいかなるもので、それが国年令別表及び厚年令別表第1に定める程度に該当するか否かは、受給権の発生・内容に関わる重大なことであるから、その認定は客観的かつ公正・公平に行われなければならないことはいうまでもないところである。したがって、それは、障害の状態・程度を認定すべきものとされている時期において、直接それに係る診療を行った医師（歯科医師を含む。以下同じ。）若しくは医療機関が作成した診断書、医師若しくは医療機関が、診察が行われた当時で作成された診療録等の客観性のあるいわゆる医証の記載に基づいて作成した診断書、又はこれらに準ずるものと認めることができるような証明力の高い資料によって行われなければならないものと解するのが相当である。

そして、当審査会に顕著な事実によれば、保険者は、一般的に、障害認定日による請求については同日以後3月以内の現症が記載されている診断書の提出を求めることとして、障害の程度の認定を行うべき日における障害の状態は、上記の期間内の現症日における障害の状態によって認定を行うものとする旨の取扱いをしており、当審査会も、基本的にはこの取扱いを相当としてきているところである。

- (3) 障害認定基準の第3第1章第7節／
 肢体の障害（以下「本節」という。）によれば、肢体の障害による障害の程度は、「上肢の障害」、「下肢の障害」、「体幹・脊柱の機能の障害」及び「肢体の機能の障害」に区分し認定するとされているところ、本節「第4 肢体の機能の障害」によれば、肢体の障害が上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害（脳血管障害、脊髄損傷等の脊髄の器質障害、進行性筋ジストロフィー等）の場合には、本節「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」及び「第3 体幹・脊柱の機能の障害」に示したそれぞれの認定基準と認定要領によらず、「第4 肢体の機能の障害」として認定するとされ（請求人の本件傷病による障害についても、これにより認定するのが相当と考える。）、肢体の機能の障害の程度は、関節可動域、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定するが、他動可動域による評価が適切ではないもの（例えば、末梢神経損傷を原因として関節を可動させる筋が弛緩性の麻痺となっているもの）については、筋力、巧緻性、速さ、耐久性を考慮し、日常生活における動作の状態から身体機能を総合的に認定するとされ、肢体の機能の障害で、障害等級2級及び3級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである、とされている。

障害の程度	障害の状態
2級	1. 一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの 2. 四肢に機能障害を残すもの
3級	一上肢及び一下肢に機能障害を残すもの

日常生活における動作と身体機能との関連は、厳密に区別することはできないが、おおむね次のとおりであるとされ、手指の機能と上肢の機能とは、切り離して評価することなく、手指の機能は、上肢の機能の一部として取り扱うとされている。

- i 手指の機能
 - (ア) つまむ（新聞紙が引き抜けない程度）
 - (イ) 握る（丸めた週刊誌が引き抜けない程度）
 - (ウ) タオルを絞る（水をきれる程度）
 - (エ) ひもを結ぶ
- ii 上肢の機能
 - (ア) さじて食事をする
 - (イ) 顔を洗う（顔に手のひらをつける）
 - (ウ) 用便の処置をする（ズボンの前のところに手をやる）
 - (エ) 用便の処置をする（尻のところに手をやる）
 - (オ) 上衣の着脱（かぶりシャツを着て脱ぐ）
 - (カ) 上衣の着脱（ワイシャツを着てボタンをとめる）
- iii 下肢の機能
 - (ア) 片足で立つ
 - (イ) 歩く（屋内）
 - (ウ) 歩く（屋外）
 - (エ) 立ち上がる
 - (オ) 階段を上る
 - (カ) 階段を下りる

また、身体機能の障害の程度と日常生活における動作の障害との関係を参考として示すと、次のとおりであるとされている。

- ① 「機能に相当程度の障害を残すもの」とは、日常生活における動作の多くが「一人で全くできない場合」又は日常生活における動作のほとんどが「一人でできるが非常に不自由な場合」をいう。
- ② 「機能障害を残すもの」とは、日常生活における動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできててもやや不自由な場合」をいう。
- (4) 本件診断書1と本件診断書2の記載内容を比較したところ、ほぼ同じ内容が記載されており、また、本件診断書1の記載根拠となった本件診療録にも、肢体の障害による障害の状態を認定するに当たっての重要項目である関節可動域、筋力及び日常生活における動作の障害の程度等を裏付ける記載がなく、本件診断書1を審査資料として採用することはできないとの判断に基づいて原処分が行われたものと解される。しかし、再審査請求時に提出された資料4の身体障害者診断書1及び資料5の身体障害者診断書2において、障害の程度に関する記載内容は同じであり、資料5において、平成〇年〇月〇日が症状固定の日とされていることからすれば、資料5の現症日である平成〇年〇月〇日と資料4の現症日である平成〇年〇月〇日の間において障害の状態に変化はなかったとみることができる。これによれば、両者の期間中にある障害認定日(平成〇年〇月〇日)の障害の状態(本件障害の状態)を認定することは可能であり、本件障害の状態は、資料4及び資料5の障害の状態と同等とするのが相当である。

そこで、障害認定基準に照らして本件障害の状態を検討すると、上肢については、日常生活における動作の一部が「一人で全くできない場合」又はほとんどが「一人でできててもやや不自由な場合」をいうとされる「機能障害を残すもの」に該当しないのであり、下

肢については、日常生活における動作のほとんどが「一人でできててもやや不自由な場合」をいうとされる「機能障害を残すもの」に該当すると認められるのであるから、このような障害の状態は、肢体の機能の障害で障害等級2級に相当するものの例示である「一上肢及び一下肢の機能に相当程度の障害を残すもの」、「四肢に機能障害を残すもの」のいずれにも該当しないが、請求人の身体機能を総合的に認定するならば、障害等級3級に相当する厚年令別表第1に定める「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(12号)に該当するといふべきである。

- 5 以上によれば、本件障害の状態は、厚年令別表第1に定める3級の程度と認めるのが相当であり、これと趣旨を異にする原処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。